

「伊達判決を破棄した不公平な最高裁砂川判決は無効」
再審開始決定を求める要請署名

今回砂川事件の元被告人土屋源太郎氏外3名の方は、砂川事件の確定有罪判決について免訴判決を求める再審請求をすることを決意されました。この砂川事件では、1959年3月30日第一審東京地裁（裁判長伊達秋雄）において駐留米軍は憲法9条2項の戦力に該当し憲法違反であるとして無罪判決（伊達判決）が言い渡されましたが、検察官の跳躍上告により、最高裁大法廷は同年12月16日駐留米軍は憲法に違反しない等の理由で同無罪判決を破棄し事件を東京地裁に差し戻し、差戻後の東京地裁はこの最高裁判決の判断に拘束されると述べて罰金2000円の有罪判決を言い渡しこの有罪判決が確定しています。

ところが、近年研究者により田中最高裁長官が事件係属中に計3回も駐日米大使及び首席公使と密談し裁判情報を米国側に伝えていたという事実が発覚し、最高裁大法廷が刑事被告人に公平な裁判を保障する憲法37条に違反する不公平な裁判所であったことが判明しました。そうすると、最高裁の判断に拘束されて審理判決した東京地裁もまた憲法37条に違反する不公平な裁判所であったこととなります。

そこで、砂川事件の元被告人たちは、差戻後の東京地裁としては、審理を続行すれば最高裁大法廷判決に拘束され不公平な裁判所となるから、審理を打ち切り免訴判決を言い渡すべきであったと訴えています。当然の訴えです。憲法にも反する不公平な裁判所が、国家刑罰権を行使して被告人を裁く資格はありません。

下記に署名した私は、この再審請求に賛同し、貴裁判所が再審開始決定を出されるよう強く要請致します。田中耕太郎最高裁長官の言動によって失われた司法権に対する国民の信頼は、この再審請求事件において再審開始決定がなされ、再審裁判で免訴判決が言い渡されることによって回復されることとなります。

そのような意味において、貴裁判所は重大な職責を担っており、私は貴裁判所の勇断を期待しております。

氏名	住所（都道府県からお書き下さい・郵便番号不要）

請願書取り纏め責任者 〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館2F

全日本自治体退職者会（自治退）気付 電話 03-3262-5546

伊達判決を生かす会 事務局長 吉沢弘久